

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日まで

2. 内容

目標1：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

- 令和2年4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知
相談窓口の設置について職員への周知

目標2：出産や子育て、介護による退職者についての再雇用の実施。

- 令和2年4月～ 出産や子育て、介護による退職者が職場復帰を希望される場合は特段の理由がない限り優先して再雇用を行うことを、退職者及び管理者を含む全職員に周知する。

女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日まで

2. 内容

目標1：有給休暇取得率60%以上を目指す。

<対策>

- 令和2年4月～ 時間単位取得の年次有給休暇制度を導入
期間内に、取得率60%とする。

目標2：将来の育成を目的とした教育訓練の受講を男女とも70%以上を目指す。

- 令和2年4月～ キャリアアップ意識を高めるための研修内容を企画する。
令和2年9月～ キャリアアップ意識を高めるための研修内容を実施する。

社会福祉法人北筑前福祉会 女性の活躍に関する情報公表

令和2年3月現在	令和2年3月現在
管理職に占める女性の割合 63.6%	有給休暇取得率 48.3%